

産業廃棄物（歯科用バキュームモーター）処理業務委託仕様書

本仕様書は、門真市（以下「発注者」という。）が委託する産業廃棄物（歯科用バキュームモーター）処理業務委託に関する仕様を定めるものであり、受託者（以下「受注者」という。）は、本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

1 業務の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令に従い、発注者が排出する産業廃棄物の収集・運搬及び処理の業務を、受注者が受託し、適正に処理することを目的とする。

2 対象施設

名称 門真市保健福祉センター診療所（門真市保健福祉センター 1 階）
所在地 門真市御堂町 14-1

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

廃棄物処理法その他関係法令を遵守して産業廃棄物の収集、運搬及び処理業務を行う。

5 廃棄物の種類

発注者が受注者に委託する産業廃棄物は以下のとおりとする。

- (1) 歯科用吸引器 TCV-AS【株式会社東京技研】（別紙 写真 1 のとおり）
- (2) 7L 分離器【株式会社東京技研】（別紙 写真 2 のとおり）

6 マニフェスト

発注者、受注者は上記 5 の産業廃棄物の収集、運搬及び処分について、産業廃棄物の種類・数量等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）による業務確認を行う。

7 責任

受注者は、発注者から委託された医療廃棄物を、受け入れから処分の完了まで、法令に基づき適正に管理する責任を負うものとする。この間に発生した事故は、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負うものとする。

8 資格等

発注者が委託した産業廃棄物の収集及び運搬の業務において、受注者は廃棄物処理法第 14 条の 4 第 1 項の規定に基づく許可を受けた業者で、自ら収集及び運搬の

業務を行わなければならない。また、産業廃棄物の処分の業務において、受注者は同法第 14 条の 4 第 6 項の規定に基づく許可を受けた業者に行わせることができる。

9 支払方法

受注者は、処理後速やかに発注者の指定する請求書を提出すること。発注者は適正な請求書を受領後、30 日以内に受注者の指定する口座に振り込むものとする。

10 その他

- (1) 見積金額については、収集運搬費、処理費、収集容器代、マニフェスト代等のすべてが含まれた額を記入するものとする。
- (2) 本仕様書に関し疑義が生じたときは、発注者受注者協議して取り決めるものとする。産業廃棄物の処分に関して他の事業者が行う場合は、別途本市とその事業者が直接契約するものとする。

写真1



写真2

